

総務文教常任委員会議案

平成22年6月16日

第1委員会室

1. 付託案件審査について

- ① 陳情第12号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書
- ② 陳情第13号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書

2. 所管事務調査について

1) 報告事項

(総務部)

- ① 市制施行40周年記念事業計画について(総務課)
- ② 恵庭市財政収支計画について(財政課)
- ③ 指定管理者モニタリング会議報告について(契約室)

(企画振興部)

- ④ 第1回恵庭まちづくり懇談会の開催について(企画調整課)
- ⑤ (仮称) 黄金地域交流センター整備構想策定協議会 中間報告について(〃)
- ⑥ 総合計画の見直しについて(〃)
- ⑦ 平成21年度恵庭市行政改革の実施状況について(〃)
- ⑧ 多文化ディスカッショニー事業の概要について(〃)
- ⑨ 都市計画について(都市計画課)
- ⑩ 札幌恵庭自転車道線について(〃)
- ⑪ 現況と今後の課題について(地域整備室)

(教育部)

- ⑫ 恵み野中学校スキー事故について（教委総務課）
- ⑬ 教職員の処分について（　〃　）
- ⑭ 国民読書年記念事業等について（図書課）
- ⑮ 小中学校の耐震化及び耐震診断結果について（施設課）
- ⑯ 恵庭の教育について（教委総務課）

2) その他所管事務調査について

3 . 閉会中の所管事務調査項目について

4 . そ の 他

陳情第12号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する 意見書の提出に関する陳情書

「陳情趣旨」

中央、地方を問わず参政権は国民固有の権利であります。外国籍を持つ者に日本の参政権を容易に付与すべきものではありません。それ故、永住外国人に地方参政権を付与することに反対します。

貴議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出をお願い致します。

「陳情理由」

1. 政治は、世界中どの国においても、その国の国民が参加して決定すべきものであるということは言うまでもありません。外国人に参政権を与えますと、内政干渉が起こったり、国が乗っ取られたりする危険があるからです。そこまで至らなくとも、いざとなれば帰るべき母国を持つ人々に対し、国家、国民の命運を決定する参政権を与えることは自国民に対する無責任な行為と言えます。
2. 先進8カ国（G8）を見ましても、ロシアを除いて永住外国人に参政権を付与している国はありません。統合を目指すEU加盟諸国が、域内の他の国の国民に参政権を与えるという特殊な例があるだけです。
3. 韓国では、2005年7月に在韓永住外国人に地方参政権を与えましたが、そもそも韓国の永住権を得る為には、高収入があることなど厳しい条件があり、実際に韓国で参政権を与えられている外国人は一握りです。日本人で韓国の地方参政権を得ている人は極めて僅かの人には過ぎません。一方、日本で永住外国人に地方参政権が得られることになった場合、対象となる在日韓国人でも、数十万人います。決して、相互主義が成立する条件はありません。
4. 税金とは、警察、医療、などの各種公共サービスを受けることに対して徴収されるものであり、参政権とは全く関係ありません。
5. 国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものです。
6. 日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは・・・日本国民を意味する者・・・」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは憲法違反です。

平成22年6月1日

陳 情 者
札幌市白石区東米里2036-76
日本の子どもの未来を・守る会北海道支部
支部長 伊藤 溶侑子

恵庭市議会議長 宮 忠志様

陳情第13号

選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書

「陳情趣旨」

家族は、国の基本です。家族が同じ姓を名乗る日本の一体感ある家庭が、健全な心を持つ子どもたちを育てて行きます。夫婦別姓導入は、選択的とは言え、明治以来の夫婦一体となった家族制度、良き伝統を壊してしまう働きをします。それ故、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入に反対します。

貴議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出をお願い致します。

「陳情理由」

1. 選択的だから、別姓にしたい人はしたらよい、そのような少数者の意思を尊重するために選択的夫婦別姓制度を導入してもいいのではないかという意見がありますが、この制度を導入することは婚姻に関する習慣、社会制度を危うくすることになりかねないことです。

現在、家族や地域社会などの共同体の機能が損なわれ、離婚率が上昇し、それを原因として、悲しい思いをする子供たちが増えていますが、選択的夫婦別姓制度の導入により、さらにこのような社会の風潮を助長する働きをすることを危惧します。

2. 一体感を持つ強い絆のある家庭に、健全な心を持つ子供が育つものです。しかし、夫婦別姓とは親子別姓を意味するものです。家族がバラバラの姓であることは、家族の一体感を失う作用をします。すなわち、子供の心の健全な成長のことを考えた時、夫婦・家族が一体感を持つ同一の姓であることが大変良いことであると考えます。

平成22年6月1日

陳 情 者

札幌市白石区東米里2036-76

日本の子どもの未来を・守る会 北海道支部
支部長 伊藤 溶侑子

恵庭市議会議長 宮 忠志様

閉会中の各常任・議会運営委員会所管事務調査項目一覧表

22年6月 日

委 員 会 名	調 査 事 項	理 由
総務文教常任委員会	1. 行財政改革について 2. 都市計画について 3. 情報公開制度について 4. 入札制度について 5. 地方分権について 6. 広域行政について 7. 男女共同参画推進について 8. 学校教育及び社会教育の振興について 9. 教育施設の整備について	さらに精査を必要とするため
厚生消防常任委員会	1. 環境保全対策について 2. ごみ対策について 3. 保健・医療事業について 4. 安全・安心対策について 5. 高齢者福祉について 6. 障害者福祉について 7. 児童福祉について 8. 消防施設等について	さらに精査を必要とするため
経済建設常任委員会	1. 商工業の振興対策について 2. 景気及び雇用対策について 3. 観光開発について 4. 農業振興について 5. 市道・道道・国道の新設及び改良工事について 6. 上下水道事業について 7. 治水対策及び各河川の整備について 8. 都市施設及び都市計画事業について 9. 公営住宅について 10. 除排雪対策について 11. 耐震化対策について	さらに精査を必要とするため
議会運営委員会	1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について	さらに精査を必要とするため